

# 令和6年度生涯学習振興・社会教育行政関係職員等研修 【地域課題対応研修支援（訪問型研修）】実施要項

## 1 趣 旨

複雑・多様化する社会や地域の課題に対応した事業の充実に向けて、市町の自律的な取組につながるよう、市町の社会教育主事、研修担当職員等と連携・協働し、市町が実施する研修(人材育成)の企画・運営を総合的に支援する。

## 2 主 催

広島県教育委員会（広島県立生涯学習センター）

## 3 ねらい

- (1) 市町の社会教育主事、研修担当職員等の指導力・企画力・コーディネート力の向上
- (2) 市町生涯学習振興・社会教育行政関係職員等（社会教育委員、地域ボランティア・コーディネーターを含む）の資質・能力の向上

## 4 研修支援の対象

- (1) 市町生涯学習振興・社会教育行政関係職員等（※）  
※生涯学習振興・社会教育行政担当課職員、社会教育主事・生涯学習センター職員、公民館・公民館類似施設（コミュニティセンター等）職員、地域づくりや啓発事業・講座等の企画運営を担当する職員等  
(例) 地域リーダーの育成やまちづくりワークショップを担当する地域政策課職員、子育て講座や高齢者対象の講座を担当する福祉課職員、地域おこし協力隊等
- (2) 社会教育委員
- (3) 地域ボランティア・コーディネーター、社会教育士、親プロファシリテーター
- (4) 学校運営協議会委員、地域学校協働活動コーディネーター

## 5 研修支援の方法等

- (1) 市町が実施する関係職員等研修の企画・運営に係る支援
  - ア 研修プログラムの企画・運営に係る事前、事後の指導・助言
  - イ 研修当日の指導・助言（講師、運営支援）
  - ウ 研修コンテンツの提供
  - エ その他、研修の企画・運営に係る必要な支援
- (2) 広島版「学びから始まる地域づくりプロジェクト」支援事業のモデル市町の事業実施に係る支援

※研修の構成・内容によっては、オンラインでの支援も可能です。オンラインによる支援を検討している場合は、「研修支援依頼申込書 11その他」にその旨を記入してください。

## 6 研修支援の内容

別紙「研修プログラム一覧」を参考とする。なお、実施に当たっては、市町の状況等に応じて内容を調整する。

## 7 研修支援の基本的な流れ

### ① 「研修支援依頼申込書」の提出

別紙様式「研修支援依頼申込書」に必要事項を記載し、メールで提出してください。

※「研修支援依頼申込書」の記載内容について、電話等で詳しく聞き取りをさせていただくことがあります。

### ② 研修支援の実施可否の通知

「研修支援依頼申込書」を提出していただいた市町に対して、研修支援の実施の可否を通知します。

※当センター主催研修と日程が重なった場合等、都合により研修支援を引き受けることができないことがあります。

### ③ 研修企画支援

「研修支援依頼申込書」をもとに、電話・メール・面談等により、相談内容を改めてヒアリングし、研修プログラムの企画に係るアドバイスや情報提供等を行います。

### ④ 研修運営支援

必要に応じて、当センター職員(社会教育主事等)が訪問し、研修当日の講師、コーディネーター等を務めます。また、市町の職員(社会教育主事等)が当日の講師等を担当する場合、当センター開発の研修コンテンツデータ(読み原稿入りのパワーポイント資料や演習ワークシート等)を提供することもできます(課題・実態に応じてアレンジ可)。

※県が研修を主催、代行するものではないことに留意してください。

### ⑤ 研修終了後のアフターフォロー

「振り返りアンケート」の分析等をもとに、次回以降の改善・発展及び市町の主体的な研修実施体制の構築に向けて支援します。

## 8 申込方法等

(1) 申込方法 各市町担当課において「研修支援依頼申込書」を作成の上、メールで提出してください。

(2) 申込先及び問合せ先 広島県立生涯学習センター

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47

電話 082-248-8848 ファクシミリ 082-248-8840

メール [sgcshinkou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:sgcshinkou@pref.hiroshima.lg.jp)

## 9 その他

当センター職員の訪問等に係る旅費は県が負担します。